

退職金規定

(適用範囲)

第1条 株式会社リバトンモデル（以下会社という）において勤続3年以上の従業員が退職したときは、就業規則第45条に基づき、本規定に定めるところにより退職金を支給する。

- 2 前項の退職金の支給は会社が全従業員(嘱託、パートタイマーを除く)について勤労者退職金共済機構中小企業退職金共済事業本部(以下機構、中退共本部という)との間に退職金共済契約を締結することによって行うものとする。

(積立開始時期)

第2条 機構、中退共本部との契約締結月は試用期間を経過し本採用となった月とする。

(積立金額)

第3条 退職金共済契約は月額 5,000 円で締結する。

- 2 勤務成績が優秀であった者、及び特に功労のあった者に対しては前項に定める月額掛け金を増額することがある。なお、その額についてはその都度定める。

(支給額)

第4条 退職金の額は月額掛け金と掛け金納付月数に応じ中小企業退職金共済法に定められた額とする。

(退職金支給の制限)

第5条 従業員が就業規則により懲戒解雇された場合には機構、中退共本部に減額を申し出ることがある。

(受給権者)

第6条 この規定による退職金は本人に支給するものとし、本人が死亡した場合には中小企業退職金共済法に定めるところにより遺族に支給する。

(休職期間中の処置)

第7条 従業員が休職期間中は復職までの間掛け金を一時中止する。

(規定の改廃)

第8条 この規定は関係諸法規の改正及び社会事情の変化などにより必要ある場合には従業員代表と協議のうえ改廃することが出来る。

(附則)

この規程は令和 年 月 日から施行する。